

皆さんのご理解とご協力を

# 国民健康保険税の 税率等改正

国民健康保険（国保）事業の健全な運営を維持していくため、税率等の改正（引き上げ）を行いましたので、その内容をお知らせします。

## 税率等改正 （引き上げ）の背景

本市では近年、加入者の高齢化や医療技術の高度化により医療費の増大が進む一方で、国保税の税率等は、これまで据え置かれてきました。

しかし、景気低迷による加入者所得の伸び悩みなどによる国保税収納額の減少が進み、ここ数年は慢性的な財源不足が生じていました。

市は、財政調整基金の取り崩しで赤字を補てんするなどして運営を維持してきましたが、その財政調整基金も底をつき、平成21年度は3億円以上の財源不足が生じ、基金からの取り崩しでは足りず、一般会計から3億円の特別繰入による補てんを行いました。

## 平成22年度以降の 税率等の改正内容

市財政（一般会計）も厳しい状況の中、今後も国保事業の財源不足分を一般会計から継続的に補てんすることは困難な状況です。

こうした現状を踏まえ、市では国保事業の健全な運営を今後も維持していくため、匡瑓市国民健康保険事業財政健全化計画（平成22年度～26年

表1 改正前と改正後の国保税率等

区 分	平成21年度 (改正前)	改 正 後		
		平成22・ 23年度	平成24年度 以降	
医療分	所得割	4.80%	6.50%	6.50%
	資産割	37.5%	30.0%	25.0%
	均等割 (被保険者1人当たり)	9,000円	15,000円	20,000円
	平等割(1世帯当たり)	18,000円	20,000円	25,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.0%	2.5%	2.5%
	均等割 (被保険者1人当たり)	9,000円	12,500円	12,500円
介護納付金	所得割	1.2%	1.3%	1.3%
	均等割 (被保険者1人当たり)	12,000円	12,500円	12,500円

表2 国保税納期の改正前と改正後

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
改正前				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
改正後			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

度)を策定し、やむを得ず税率等の改正(引き上げ)を行うことになりました。

### ◆税率等の改正

税率等の改正にあたっては、納税者の急激な負担増加を緩和するため、平成22～23年度は一般会計から毎年度7500万円の特別繰入金を本年度に引き続いて見込み、特例税率を設けました。

今回の改正により、平成22年度以降の税率等は表1の通り段階的に引き上げられます。

### ◆課税限度額の引き上げ

医療分課税額の限度額を47万円から50万円へ、後期高齢者支援金分課税額の限度額を12万円から13万円に拡大します。

### ◆納期の改正

今回の税率等の改正による納税者の急激な負担を軽減するため、平成22年度から普通徴収(現金または口座振替)の納期を8期から9期へ拡大します。(表2)

### ◆軽減割合の変更

世帯内で国民健康保険に加入している人の所得金額が一定基準以下の場合、昨年度まで均等割額と平等割額の6割または4割を軽減していましたが、6割を7割へ、4割を

## 《国保税額の参考例》

世帯主43歳：給与収入320万円(給与所得206万円)  
固定資産税10万円(土地および家屋のみ)  
妻42歳：所得なし 子(2人：15歳、12歳) 計4人世帯の場合

	平成21年度 (改正前)	改 正 後	
		平成22・23年度	平成24年度以降
医療分	174,500円	222,400円	242,400円
後期高齢者支援金分	87,900円	93,200円	93,200円
介護納付金分	44,700円	47,400円	47,400円
計	307,100円	363,000円	383,000円

5割へ軽減割合を引き上げ、新たに2割軽減を創設します。今回の税率等の改正に伴い、納税者の皆さんには厳しい経済情勢の中、大きな負担をお願いすることになりますが、将来にわたり医療費をはじめとする保険給付事業などを安定的に運営していくため、国保財政の健全化にご理解とご協力をお願いします。

関 税務課市民税班

☎ 73・0087

# 住宅ローン控除の拡大など

## 個人住民税を改正

平成22年度（平成21年分所得）からの主な改正点

### ◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡大

平成11年から18年までの間に入居された方に対しては、税源移譲に伴う個人住民税の住宅借入金等特別税額控除（以下住宅ローン控除）が適用されていましたが、税制改正において、平成21年から25年までに入居された方も、新たに個人住民税の住宅ローン控除の対象となりました。

#### ①対象となる方

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある方のうち、

○平成11年から18年までに入居された方

○平成21年から25年までに入居された方

※平成19年から20年までに入居された方は、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられ

ませんが、個人住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

#### ②控除される額

次のいずれか小さい額が個人住民税から控除されます。

○所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

○所得税の課税標準額等の額に5%を乗じて得た金額（上限97,500円）

#### ③手続きの方法

○市への申告は不要です。

（平成11年から18年までに入居された方で、税源移譲に伴う住宅ローン控除の適用を受けていた方についても市への申告は原則不要となりました）

○初めて住宅ローン控除を受ける方は、確定申告を行ってください。2年目以降、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済んでいて、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている方は、申告不要です。摘要欄

に「住宅借入金等特別控除可能額」及び「居住開始年月日」の記載があるか確認してください。控除額の計算に際して必要な情報となりますので、ご注意ください。

○年末調整が済んでいない方、確定申告が必要な方は、確定申告を行ってください。その際、確定申告第2表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」を記載してください。控除額の計算に際して必要な情報となりますので、ご注意ください。

#### ◆上場株式等の配当課税の見直し

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得について申告した場合、納税義務者の選択により、上場株式等の配当所得の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができるとなりました。

#### ◆均等割も所得割も課税されない方

○生活保護法により生活扶助を受けている方

○障害者、未成年者、寡婦ま

#### ◆均等割も所得割も課税されない方

たは寡夫で、平成21年中の所得が125万円以下の方

◆均等割が課税されない方  
平成21年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方  
28万円×（控除対象配偶者及び扶養親族の数+1）+16万円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は28万円

◆所得割が課税されない方  
平成21年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方  
35万円×（控除対象配偶者及び扶養親族の数+1）+32万円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は35万円

無収入で申告をしていない方へ  
平成21年中に高齢や無職等により所得がなかった方、どなたかに扶養されていた方、または18歳以上の学生の方でも申告書の提出をお願いします。（国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります）

#### 個人住民税が課税されない方

たは寡夫で、平成21年中の所得が125万円以下の方

◆均等割が課税されない方  
平成21年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方  
28万円×（控除対象配偶者及び扶養親族の数+1）+16万円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は28万円

#### ◆均等割も所得割も課税されない方

たは寡夫で、平成21年中の所得が125万円以下の方

◆均等割が課税されない方  
平成21年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方  
28万円×（控除対象配偶者及び扶養親族の数+1）+16万円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は28万円

◆所得割が課税されない方  
平成21年中の所得が次の算式で計算した金額以下の方  
35万円×（控除対象配偶者及び扶養親族の数+1）+32万円

※ただし、控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合は35万円

無収入で申告をしていない方へ  
平成21年中に高齢や無職等により所得がなかった方、どなたかに扶養されていた方、または18歳以上の学生の方でも申告書の提出をお願いします。（国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります）

税務課市民税班  
☎73・0087